

枚方中学校PTA規約

1 章 総則

第1条（名称）

本会は枚方市立枚方中学校PTAとよびます。
この活動を枚方中学校内（枚方市西田宮町 19-1）に置きます。

第2条（目的）

本会は家庭、学校および地域社会における子どもの幸福を計り、民主教育を推進することを目的とします。

第3条（方針）

本会は次の方針にそって活動します。

1. 特定の宗教や政党にかたよらないこと。
2. 営利を目的とする事業は行わないこと。
3. 他の団体または機関の支配や干渉をうけないこと。
4. 目的を同じくする団体および機関と協力すること。
5. 学校管理等については干渉しないこと。

第2章 会員

第4条（会員）

本会の会員は次の人々です。

1. 本校に在籍する生徒の保護者
2. 本校に勤務する教職員

第5条（会員の権利義務）

会員はすべて平等の権利、義務を有します。

第3章 機関と運営

第6条（役員）

本会の役員は次の通りです。なお、会長が必要と判断した場合、総会決議により下記人数を下限として若干名増員できるものとします。

1. 会長 保護者から1名
2. 副会長 保護者から2名
3. 書記 保護者から2名および教職員から1名
4. 会計 保護者および教職員から各1名

第7条（役員の選出と就任）

1. 役員は立候補者が定員を超えるときは選挙を行い総会に出席した会員の無記名投票により多数で選出します。立候補者が定員に達しない場合の役員の選出方法は別に定める細則によります。
2. 選挙は、選挙管理委員会によって行われます。
3. 役員の任期は4月1日より、翌年3月31日までとします。

第8条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会は、役員および会計監査委員を公正に選出するために設けます。
2. 選挙管理委員は、実行委員会より互選にて3名を選出します。
3. 選出された委員は、その氏名を全会員に発表します。
4. 選挙管理委員会は、立候補者が定員を超えるときは各役員および会計監査委員の候補者を選挙の10日前までに全会員に通知します。
5. 選挙管理委員会は、任務の終了と共に解散します。

6. 選挙管理委員は、次年度の役員および会計監査委員にはなれません。

第9条（役員の任務）

1. 会長は、この会を代表し、会務を総括、執行します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代理を務めます。
3. 書記は、会の運営、記録、その他一般会務を掌握します。
4. 会計は、この会の財産を管理し総会において決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理します。
なお、年度末総会に会計報告をして承認を受けます。

第10条（会計監査）

1. 会計監査委員は、会員から2名選出します。
2. 選出方法は、役員選挙に準じます。
3. 会計監査委員は、年2回会計の報告を受け、これを監査し、3月総会に報告します。
4. 任期は、役員に準じます。

第11条（常置委員会）

常置委員会には、次の各委員会を設けます。各委員長は、会長が委嘱します。

各委員会の任期は、役員の任期に準じます。

1. 学年委員会
関係教員とよく協力して、学年の諸運営が円滑に行くよう努力し、教育の向上をはかります。また、卒業記念品の選定を行います。
2. 生活指導委員会
学校と協力して、生徒の生活指導にあたります。
3. 環境委員会
学校の教育環境を改善するため協力し、また関係機関に働きかけます。
4. 広報委員会
広報を発行し、情報の伝達、意見の交換に努めます。

第12条（臨時委員会）

特別の事業を行う必要のあるときは、会長が実行委員会の決議を経て臨時の委員会を置くことができます。この委員会は、その事業の終了をもって終わります。

第13条（実行委員会）

1. 実行委員会は、役員および前条の各委員長で構成します。
2. 実行委員会は、各委員会によって立案された行事および、事業計画の連絡、承認、総会に提出する議案報等、この会の総合的な事務、行事について協議します。
3. 実行委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ議事を開くことができません。議決は出席委員の過半数によります。なお、書面投票やオンライン投票も出席したものとみなします。

第4章 総会

第14条（総会）

1. 総会は、本会の最高議決機関であります。
2. 総会の議長は、出席会員の中から選出します。
3. 毎年3月および4月に定例総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことがあります。なお、やむを得ない事情により開催が遅れる場合はその旨会員に通知することとします。
4. 総会は、予算、決算、事業計画、役員および会計監査の選出、規約変更、会費、その他の重要事項を審議します。
5. 3月総会では、役員および会計監査委員の選出と事業報告、決算報告その他重要事項をとりあげ、4月の総会では、主として事業計画および予算の審議をします。
6. 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ議事を開き決議することができません。やむをえない事情のあるときは、委任状をもって出席に代えることができます。なお、書面投票やオンライン投票も出席したものと

みなします。

第 5 章 会 計

第 1 5 条 (会 計)

本会の会計は、通常会計と特別会計とします。

第 1 6 条 (会 費)

本会の会費は、月額 3 0 0 円 (一世帯単位) とします。

第 1 7 条 (特別費)

総会の議決により特別費を徴収することができます。

第 1 8 条 (経 費)

本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他を持って支弁します。ただし、総会承認による予算成立前にやむを得ず支出する場合は、前期の繰越金の金額を上限とし、必ず総会承認時に支出内容を開示するものとします。

第 1 9 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4 月 1 日より 1 ヶ年とします。

第 6 章 附 則

第 2 0 条 (規約改正)

規約は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができます。ただし、総会 通知の際、修正事項を通知しておく必要があります。なお、書面投票やオンライン投票も出席したものとみなします。

第 2 1 条 (細 則)

この規約の実施について必要な細則は、実行委員会の決定をもって、別にこれを定め総会に報告します。

第 2 2 条 (校長、教頭)

校長、教頭は、いかなる会合にも出席して議事に参加することができます。

施行期日

昭和 5 8 年 4 月 2 0 日 一部改正	平成 2 6 年 3 月 8 日 一部改正 (細則第 3 条 1 項)
昭和 5 8 年 5 月 2 3 日 一部改正	平成 2 7 年 3 月 7 日 一部改正 (細則第 3 条 2 項追加)
昭和 5 9 年 3 月 2 3 日 一部改正	令和元年 1 1 月 9 日 一部改正 (細則第 3 条 1 項)
昭和 6 2 年 3 月 1 4 日 一部改正	令和 2 年 3 月 13 日 一部改正 (細則第 5 条、第 6 条追加)
平成 元 年 3 月 1 0 日 一部改正	令和 3 年 3 月 6 日 一部改正
平成 2 年 3 月 2 0 日 一部改正	令和 3 年 1 2 月 4 日 一部改正
平成 1 2 年 3 月 1 4 日 一部改正	令和 5 年 3 月 4 日 一部改正 (新旧対照表参照)
平成 1 4 年 3 月 1 3 日 一部改正	
平成 1 8 年 3 月 1 8 日 一部改正	
平成 2 0 年 3 月 8 日 一部改正	
平成 2 0 年 5 月 1 0 日 一部改正	
平成 2 2 年 3 月 1 3 日 一部改正 (慶弔規定 1.)	
平成 2 2 年 3 月 1 3 日 一部改正 (細則第 3 条追加)	
平成 2 2 年 3 月 1 2 日 一部改正 (細則第 3 条 1 項)	

枚方中学校PTA細則

各種委員会委員選出

第1条（生活指導委員会）

各種委員会のうち生活指導委員会委員の選出は、地区（30世帯につき1名）単位とし、原則として新3年と新2年在籍の会員へ公募して委員候補者を募り、前年度地区生活指導委員が選出します。

第2条（役員・各種委員会委員選出）

1. 原則として新3年と新2年の子どもが在籍する会員へ公募して役員候補者を募ります。定員に立候補者が達しない場合は抽選等により公平に選出するものとします。
2. 各種委員会は、全委員会へ公募して各委員候補者を募り、会長が定める定員に立候補者が達しない委員会の委員は抽選等により公平に選出するものとします。
また、各委員会に学年別に定員を設けた場合は、委員選出は高学年分より始めるものとします。また、選出された会員は複数の子どもが在籍している場合、長子の分より委員を務めるものとします。

第3条（免除）

1. 本部役員を務めた場合は、一家庭すべての子どもについての委員を務めたこととします。
任期を全うした本部役員は、次年度以降の「委員免除申請届」に役員を務めた年度・役職名を記載し、免除申請することができます。
2. 枚方市PTA協議会生活指導委員長を務めた場合は、一家庭すべての子どもについての委員を務めたこととします。
任期を全うした枚方市PTA協議会生活指導委員長は、次年度以降の「委員免除申請届」に委員長を務めた年度・役職名を記載し、免除申請することができます。
3. 各種委員長の任期を全うした会員は生徒数に関係なく、委員長の就任を免除することができます。
4. 枚方中学校のPTA委員を務めた会員は、当該子供の卒業までは下の子どもについても委員・役員選出の対象外となります。ただし卒業した兄弟の分の委員経歴があっても選出免除の対象になりません。
5. 前項1. 2. 3. 4については本人の意思を尊重し、立候補や再任を妨げるものではありません。

会計細則

第4条（慶弔規定）

1. 会員および生徒死亡の場合
弔旗と香料5,000円とします。
2. 教職員結婚の場合は祝金5,000円を贈ります。
3. 上記以外の事項で会長が必要と認めたときは、役員会にはかり、決定します。

第5条（通常会計）

学校教育振興費は、本校の諸活動（クラブ活動を含む）および学校運営活動を支援することを目的とし、以下の事業に充てます。

1. 教育環境整備のための事業
2. 生徒会活動の後援事業
3. クラブ活動の後援事業
4. その他交流活動等の後援事業

第6条（特別会計）

1. 特別会計の名称を「周年事業積立金」と定めます。
2. 会費は、枚方中学校PTA通常会計よりの支出およびその他の収入をもってこれを充てます。
3. 収入は、通常会計予算策定時に決定し、予算総会において会員の承認を得ます。
4. 支出は、周年事業にのみ支出し、内容については周年記念事業実行委員会（仮称）にて決定します。
5. 決算は、年度ごとに行い、監査を受け、決算総会において会員の承認を得ます。
6. 監査は、枚方中学校PTA会計監査が行います。

枚方中学校PTA学校教育振興費会計規則

第1条〔目的〕

この振興費は、枚方市立枚方中学校の諸活動(クラブ活動を含む)及び、学校運営活動を支援することを目的とする。

第2条〔事業〕

この振興費は、以下の事業を行う。

- (1) 教育環境整備のための事業。
- (2) 生徒会活動の後援事業。
- (3) クラブ活動の後援事業。
- (4) その他交流活動等の後援事業。

上記以外に必要と認められた場合、実行委員会の承認を持って事業を行うことがある。

第3条〔会費〕

この振興費は、枚方中学校PTA通常会計よりの支出及びその他の収入を持ってこれを充てる。

第4条〔経理の区分〕

この振興費は、枚方中学校PTA通常会計とは独立して運用し、以下のように処理するものとする。

- (1) 初年度収入は、周年事業特別積立会計より拠出する。
- (2) 2年目以降は、枚方中学校PTA通常会計より拠出する。
- (3) 決算処理は単年度毎に行い、決算総会で承認される。

第5条〔会計年度〕

この振興費は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条〔細則〕

この振興費の運用は細則に従って行われる。

付則

- 1 この規則は、平成20年5月10日より実施する。
- 2 この規則は会計項目の変更より「枚方中学校PTA学校支援特別会計規則」から「枚方中学校PTA学校教育振興費会計規則」とタイトルを変更する。

枚方中学校PTA学校教育振興費会計細則

第1条〔基金〕

この振興費の初年度収入は、40周年事業積立特別会計平成19年度残高の全額を支出する。

第2条〔収入〕

この振興費の2年目以降の収入は、PTA通常会計予算作成時に決定し、予算総会の承認を得る。

第3条〔支出〕

この振興費の支出は、規則の第1条、第2条に添って支出する。金額については、実行委員会が報告する。

第4条〔決算〕

この振興費の決算は年度ごとに行い、監査を受け決算総会の承認を得る。

第5条〔監査〕

この振興費の監査は、枚方中学校PTA会計監査が行う。

第6条〔細則の変更〕

この細則の変更は、実行委員会の承認をもって行い、総会に報告する。

付則

- 1 この細則は、平成20年5月10日より実施する。

枚方中学校PTA周年事業積立特別会計細則

第1条〔収入〕

この特別会計の収入は、通常会計予算作成時に決定し、予算総会の承認を得る。

第2条〔支出〕

この特別会計は、60周年事業にのみ支出する。

内容については、60周年記念事業実行委員会にて決定する。

第3条〔決算〕

この特別会計の決算は年度ごとに行い、監査を受け決算総会の承認を得る。

第4条〔監査〕

この特別会計の監査は、枚方中学校PTA会計監査が行う。

第5条〔積立目標額〕

この特別会計は、平成21年度より積立開始し、目標額を300万円とする。

第6条〔委員会の設置〕

60周年記念事業実行委員会は、令和11年（2029年）を目処に組織する。委員選出対象者は、平成13年度以降の原則として本部役員とする。

第7条〔細則の変更〕

この細則の変更は、実行委員会の承認をもって行い、総会に報告する。

付則

1. この細則は、平成20年5月10日より実施する。
2. 周年事業とは10年度ごとに実施され、次回60周年事業は2030年に実施予定。

枚方立枚方中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条

枚方市立枚方中学校PTA（以下、「**本会**」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、**PTA** 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、**PTA** 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条

本会における個人情報データベースの管理者は、**PTA** 会長とする。

(取扱者)

第4条

本会における個人情報データベースの取扱者は、**PTA** 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 役員・委員の選出
- (4) **PTA** 活動、行事など

(利用目的による制限)

第8条

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条

個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条

第三者（第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(研修)

第15条

本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(改正)

第16条

本会の「枚方市立枚方中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年4月1日より施行する。